

土壌汚染対策法Q & A

<よくある質問>

法第4条関係（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（一定規模以上の土地の形質の変更関係））

Q1 届出要件はどうなっているか？

A1 盛り土及び掘削工事の合計面積が3,000㎡以上となる工事。

（ただし、盛り土のみの場合を除く）

- ※ 掘削面積は、掘削深度に関係なく、実際に掘削が行われる土地の垂直投影面積を指します。
- ※ 原則として、仮置き of 土壌であっても盛り土として面積要件に含めます。
- ※ 同一の手續において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。

<例外行為>

① 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

- 最深部が50cm以上あれば、その他の掘削深度が50cm未満でも届出が必要です。掘削の最深部が50cm未満でも飛散又は流出又は区域外へ搬出があれば届出の対象です。また、最深部が50cm未満であっても、土壌の区域外へ搬出、飛散又は流出を伴う土地の形質の変更は届出の対象です。

② 農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為（耕起、収穫等）

- 土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは、届出の対象となります。

③ 林業の作業路網（木材を道路まで運搬するまでの通路）の整備

- 作業路網は林道ではないので注意。（林道は届出の対象です。）

④ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更

- 採石場が該当

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 道路災害で応急的に行われるものが該当。災害復旧工事において、応急工事完了後に行われる本復旧工事は応急措置とはみなされないので注意。

<その他、届出が不要となるケース>

- ① 盛り土のみの場合。（調査命令を発出する範囲は掘削範囲が対象であり、盛り土のみの場合、届け出られても調査命令がかけられないため）

- ② 海や川などの水面下の土（底質）を掘削する場合。
- ③ 開口部を除くトンネル工事部分（トンネルの「開口部」の垂直投影面積の合計が 3,000 m²以上の場合には届出が必要。）
- ④ H22.4.30 以前に工事が着工されている場合（附則第3条）。ただし、連続的に工事が行われている同一工事に限る。（第1期工事、第2期工事のように、工事と工事の間が数日あり連続して行われない場合は、H22.4.30 以前に工事が着工されている工事以外の工事については届出が必要）（Q10 参照）

<届出対象となる例>以下に届出の対象となる例を示します。

- （例1） 発注、契約は改正法施行前（～H22.3 末）に完了。今年度分の施工面積は 2,000 m²。次年度以降の施工面積は 2,000 m²。（合計 4,000 m²）
→ 契約日は届出要件と何の関係もありません。
- （例2） 3,230 m²の形質変更のほとんどが盛り土であり、わずかな面積で掘削工事が行われる。掘削深度は概ね 30cm だが、最深部は 60cm。土壌の飛散や流出、搬出はない。
→ 最深部が 50cm 以上あれば、届出が必要です。
- （例3） 同一工事計画・目的の工事であるが、飛び地であり、工事が複数年に及ぶ場合。
→ 届出要件は同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。また、工事が複数年に及ぶ場合でも、3,000 m²以上であれば個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断します。
- （例4） 河川堤防工事、砂防ダム工事、道路工事、区画整備事業、宅地造成、建築物の建て替え工事等通常の土木工事と同視することができるもの。

Q 2 届出書（添付書類）は2部提出されるが、うち1部は写しでよいか？

A 2 良い。原本と相違ないことの自己証明まで入っているとよいです。

Q 3 現時点で工事着工未定であるが届出してもよいか？

A 3 良い。ただし、法的要件である「土地所有者（全員分）の形質変更の同意書」及び「掘削位置の図面（形質変更しようとする場所を明らかにした図面）」の添付は必要です。

Q 4 届出書の「土地の所在地」は、全地番を記入する必要があるか？

A 4 原則として全地番ですが、「〇〇番地 他〇筆」のような記載でも構いません。

Q 5 着工予定の30日前までに届出が間に合わないのに期間短縮できないか？

A 5 できない。着工予定の30日前までに必ず届出してください。違反した場合、「三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金」とされています。なお、着工とは実際に土壌を掘削、盛り土することを指します。

Q 6 届出者は誰が行うこととなっているのか？

A 6 「土地の形質の変更を行おうとする者」です。(H22.3.5の局長通知に解釈が記載されています。この中では、「計画の内容を決定する者」とされ、「開発者>土地所有者」、「発注者>受注者」とされています。未届出等により処罰を受ける場合がありますのでご注意ください。)

調査命令が土地の所有者にかけられるので、土地の所有者が届出を行うべきとも考えられますが、開発者(発注者)が個人である場合、個人からの届出は法の周知も難しく現実的ではないので、本県では「施工業者(受注者)」に届出(または届出の必要性の連絡)を行ってもらいたいと考えています。

(ただし未届出による罰則適用は法解釈通りです)なお、公共工事においては、委託先への分割発注もあることから、自治体が届出者となります。本県の場合、誰から届出されても受け付けます。ただし、調査命令がかけられるのは土地の所有者等になりますのでご注意ください。

Q 7 土地所有者の同意書は全員分必要か？

A 7 全員分必要。土地所有者が死亡・不明等で同意書の提出が困難であっても、全員分の同意書が必要です。共有地等で一つの土地に多数の土地所有者がいるときも同様です。

Q 8 形質変更の場所は、盛土と切土を分けて表示する必要があるか？

A 8 盛土と切土は、必ず分けて表示する必要があります。これは、調査命令が切土範囲に対して発せられるためです。工事図面に加筆したもので構いません。

Q 9 土地の利用履歴の記載はどのようにするのか？

A 9 特定有害物質の使用、保管、飛散等の観点から記載をお願いしているものですが、当該土地が以前「山林」であった場合は、「〇〇年まで山林」といった一言の記載で構いません。また、一筆ごとに土地利用履歴を分けて記載する必要はありません。なお、施設があった場合は、少なくとも何の施設かくらいの記載をお願いします。

Q10 農林、土木等における公共事業は全て対象になるか？

A10 土壤汚染対策法第4条により、「盛土と掘削土」の合計面積が3,000㎡以上となる全ての形質変更(例外行為(非常災害のために必要な応急措置として行なう行為等)は除く)が対象となります。

また、年度毎の合計面積が3,000㎡未満であっても、一連の事業計画区間の合計面積が3,000㎡以上となる場合は対象となります。一連の事業計画かどうかは、客観的に一連とみなされるもの(個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断)を指します。

Q11 現在施工中の工事の取扱いは、どの様にしたら良いですか？

A11 法改正前から連続的に施工されている場合は届出不要です。「連続的に」とあるので、第一期工事、第二期工事のように工期が分かれている場合は施工

中の期までが届出不要となり、それ以降の期の工事は届出の対象となります。

Q12 届出をすると必ず調査命令がなされるのか？

A12 特定有害物質の使用、保管、飛散等の観点から汚染のおそれがあると判断した場合にのみ調査命令をかけます。

なお、調査命令は掘削範囲にしか及びません。

Q13 土壌調査の結果、汚染が見つかった場合どうするのか？

A13 区域の指定（要措置区域または形質変更時要届出区域）が行われます。

Q14 調査命令を受けた場合、土壌汚染状況調査は誰がどの様にして行うのか？

A14 調査命令は、「土壌汚染のおそれのある土地や、土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると県（政令市）が認める時など：法第3条～第5条」に土地の所有者等に出されるものであり、環境大臣が指定した「指定調査機関」に依頼して調査することとされています。

※【指定調査機関リスト】

「環境省HP」→「水・土壌・地盤環境の保全」→「土壌関係」→「市街地土壌汚染対策」の中の「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関」に掲載があります。

Q15 トンネル工事等で発生する掘削ずりの扱いはどの様にすべきか？

A15 道路工事に盛り土として利用しても構いません。ただし、盛り土として利用する場合は、形質変更の事前届出の面積要件の対象となりますので、切土面積と合わせて3,000㎡以上になる場合は、届出が必要です。なお、公共工事で自然由来重金属による指定基準超過のおそれがある土壌を掘削する場合、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」を参考にしてください。

掲載URL：

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/index.htm>

法第14条関係（（自主調査結果による）指定の申請）

Q 1 指定の申請をして何のメリットがあるか？

A 1 以下のケースでメリットがあります。

- ① 汚染のある土地の売買を行いたいが、浄化する費用もない場合、形質変更時要届出区域に指定されれば、「汚染はあるものの、県が対策不要として認めた土地」として掘削除去等による莫大な費用負担をすることなく売買が可能になります。
- ② 要措置区域の周辺の土地に汚染土壌を一旦保管したい場合、指定の申請を行い、指定されることにより可能になります。
- ③ 要措置区域の周辺の土地で汚染土壌の指示措置（揚水、遮水壁設置等）を行いたい場合、指定の申請を行い、指定されることにより可能になります。

Q 2 自主調査結果の県への報告は義務があるか？

A 2 本県では自主調査結果の報告義務はありませんが、自主調査された場合は汚染がなかった場合も含め、その結果を県水環境課へ報告してください。

法第16条～21条関係（汚染土壌の搬出等に関する規制）

Q 1 汚染土壌の搬出、処理等の規制はどのようなものがあるか？

A 1 要措置区域等の汚染土壌を搬出しようとする者は、搬出に着手する日の14日前までに「汚染土壌の搬出時の届出等（法第16条）」を県（政令市）に届出する必要があります。また、汚染土壌の搬出者は、汚染土壌処理業の許可を受けた業者（汚染土壌処理業者）に処理を委託する必要があります。（法第18条）

Q 2 汚染土壌の運搬に関する規制等はあるか？

A 2 汚染土壌を運搬する場合は、「汚染土壌の運搬に関する基準（運搬基準）」に従い運搬する必要があります。

- ・ 運搬に伴う汚染の拡散の防止措置を講ずること。（第65条第1号等関係）
- ・ 汚染土壌とその他の物の混合及び分離をしないこと。（同条第5号関係）
- ・ 汚染土壌の保管をしないこと（一定の要件に該当する場所で行われる積替えのための一時的な保管を除く）。（同条第7号関係） 等

また、汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引き渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければなりません。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と異なり、汚染土壌の運搬は許可制ではありません。

法第22条～28条関係（汚染土壌処理業関係）

Q 1 汚染土壌はどの様に処分したらよいのか？

A 1 要措置区域等の汚染土壌は、汚染土壌処理業の許可を受けた施設でしか処理できません。許可を受けた施設の一覧は、環境省ホームページに掲載されています。（平成23年1月末現在、56施設）

なお、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（汚染土壌処理施設）ごとに、県（政令市）の許可を受ける必要があります。

Q 2 汚染土壌処理施設の種類の様なものがありますか？

A 2

(1) 浄化等処理施設	汚染土壌の浄化（特定有害物質の抽出、分解）、溶融、不溶化を行なうための施設
(2) セメント製造施設	汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
(3) 埋立処理施設	汚染土壌の埋立を行なうための施設
(4) 分別等処理施設	汚染土壌から岩石、コンクリートくず、その他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

Q 3 汚染土壌処理業の許可を得るにはどの様にしたらよいのか？

A 3 汚染土壌処理業の許可申請書を手数料240,000円（収入証紙）とともに提出する必要があります。この申請では、「業」と「施設」の両方を一度に審査します。省令に定める基準を満たす場合には許可されます。なお、許可内容に変更が生じた場合は、変更許可申請（申請手数料222,000円（収入証紙））が必要です。また、許可は5年ごとにその更新（申請手数料224,000円（収入証紙））を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

Q 4 汚染土壌はどの様に処分したらよいのか？

A 4 汚染土壌は、汚染土壌処理業の許可を受けた施設でしか処理できません。汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（汚染土壌処理施設）ごとに、県（政令市）の許可を受ける必要があります。

その他

Q 1 土地の売買時に土壌調査が必要か？

A 1 あくまでも、土地取引の中で重要事項説明書等の記載事項として入っているものであり、土壌汚染対策法では、「土地の売買時に土壌調査が必要」などの規定はありません。しかし、土地売買後、土壌汚染が判明した場合、次の法律問題が生じる可能性があります。

- ・ 瑕疵担保責任（民法第 570 条）
契約解除
損害賠償
- ・ 不法行為責任（民法第 709 条他）
損害賠償

< 売買が事業者・消費者間の場合 >

- ・ 意思表示の取消（消費者契約法第 4 条）

Q 2 どのような場合に土壌調査が行われるのか？

A 2 土壌汚染状況調査は、法に基づき知事の命令で行う場合と土地売買時や I S O での確認事項として自主的に行う場合があります。

法に基づく知事の調査命令の発出契機は以下の 3 つです。

- ① 水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の廃止時
- ② 3,000 m²以上の土地の形質変更届出に基づく調査命令（新）
- ③ 有害物質による汚染の蓋然性が高い場合の調査命令

なお、法に基づく調査で土壌の汚染が発見された場合、要措置区域等に指定される。また、自主調査で土壌の汚染が発見された場合、指定の申請があれば要措置区域等に

指定することが可能。

Q 3 土壌・地下水の自主調査結果は県へ報告しなければならないか？

A 3 法律上、自主調査結果の県への報告義務はないが、できるだけ報告するよう指導しています。

なお、法第 14 条で、自主調査による汚染土壌も申請すれば要措置区域等に指定できることとなっています。例えば、形質変更時要届出区域に指定された場合、知事が「汚染はあるものの、措置を要しない土地」と認めたものであることから、土地売買時に莫大な掘削除去費用をかけずに土地の売買ができることもあります。

Q 4 油が地下に漏洩した場合は土壌汚染対策法での対応が必要か？

A 4 第一義的に、水質汚濁防止法第 14 条の 2（事故時の措置）に基づく対応が必要と想定されます。なお、土壌汚染対策法では、ガソリン中にベンゼンが含まれていることから、土壌調査で基準の超過が見つかった場合、要措置区域等に指定されることがあります。